

居宅介護、重度訪問介護 めぐみの会 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社メディカル・アートが設置するめぐみの会（以下「事業所」という。）において実施する障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、法及び「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年東京都条例第155号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 めぐみの会

所在地 東京都練馬区石神井町5丁目3-22 2F

（2）出張所

① 名称 めぐみの会大泉

所在地 東京都練馬区南大泉3丁目9-19 グリーンコーポ大泉 1F

② 名称 めぐみの会光が丘

所在地 東京都練馬区田柄3丁目14-12 ルシェール飯綱山201号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2人以上(常勤職員1人以上)

サービス提供責任者は、居宅介護等計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 9人以上

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(4) その他(事務職員等) 1人以上

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供は24時間、365日とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 : 身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(2) 重度訪問介護 : 身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする

(1) 居宅介護

身体介護 : 入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助

家事援助 : 調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助を行う

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第3項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合は、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道2キロメートル未満 200円

(2) 事業所から片道5キロメートル以上 500円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、練馬区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護等の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村に報告する。

(1) 虐待の防止等に関する**担当者**を選定する。

(2) 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

(3) 苦情解決体制を整備する。

(4) 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3) 小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従業員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月12日から施行する。

この規程は、令和6年11月15日から施行する。